

虐待防止のための取組み

放課後等デイサービス

令和 8 年 6 月 1 日施行

法人名	一般社団法人あお
事業所名	多機能型発達支援 iro
施行日	令和 8 年 6 月 1 日
作成日	令和 8 年 3 月 14 日
確認者	管理者 椎屋美鈴

1 文書の目的と位置づけ

本書は、放課後等デイサービスにおける虐待防止のための取組みが、開所時から継続的に実施できるよう、指針、体制、年間計画、記録様式を一体的に整理したものです。事業所内での備置、職員周知、研修、委員会運営、運営指導対応に活用します。

2 虐待防止の基本方針

- ・児童の人格と権利を尊重し、いかなる虐待も行いません。
- ・支援の都合や職員側の感情、時間不足、密室化などを理由に不適切な関わりを正当化しません。
- ・虐待の未然防止、早期発見、迅速な報告・相談、再発防止を組織的に行います。
- ・子ども本人の意思表示が小さい場合や、重症心身障がい児・医療的ケア児を含む支援場面でも、権利擁護の視点を最優先します。

3 対象となる虐待と不適切支援の例

職員による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置・放任、経済的虐待を対象とします。あわせて、虐待に至らない段階の不適切支援も早期に把握し改善します。

区分	主な内容	現場で気をつける例
身体的虐待	叩く、押さえつける、必要のない身体拘束等	強い制止、長時間の押さえ込み、危険を伴わない場面での手や足を引っ張る行為
性的虐待	わいせつな言動、羞恥心を傷つける関わり	着替えや排泄介助時の不適切対応 プライバシーへの配慮の無さ
心理的虐待	怒鳴る、脅す、無視する、見せしめ	「言うことを聞かないなら帰れ」、「○○しないといけない」などの発言
放置・放任	必要な支援や見守りを怠る	長時間の放置、医療的配慮の見落とし
経済的虐待	金銭を不当に扱う	保護者から預かった金銭の不適切管理
不適切支援	虐待に至らないが権利侵害につながる支援	呼称の乱れ、子どもの前での不適切な情報共有、発音や身体的特徴の真似

4 虐待防止体制

虐待防止のための取組みは、管理者を中心に、児童発達支援管理責任者、保育士・児童指導員、看護職員その他必要な職員が連携して行います。

- ・管理者：虐待防止委員会の統括、通報判断、再発防止指示
- ・虐待防止担当者：委員会運営、研修企画、チェックリスト実施、記録管理
- ・児童発達支援管理責任者：個別支援計画への反映、家族説明、支援改善
- ・全職員：気づきの報告、記録、再発防止の実践

5 虐待防止委員会の運営

虐待防止委員会は少なくとも年1回以上開催し、必要時は臨時開催します。委員会結果は職員へ周知し、議事録を保存します。

- ・虐待又は不適切支援の事例共有と分析
- ・発生要因の整理と再発防止策の決定
- ・職員の支援方法、記録方法、連携方法の見直し
- ・研修計画、自己点検、保護者周知方法の確認
- ・開所後の実施状況と次年度への改善点の整理

6 研修の実施

全職員を対象に、虐待防止に関する研修を少なくとも年1回以上実施します。新規採用者には入職時オリエンテーションで周知し、支援場面の具体例を用いた研修を行います。

- ・虐待の定義と通報義務
- ・密室化の防止、送迎車内・個室・排泄介助時の留意点
- ・感情的対応の防止、言葉かけの見直し
- ・重症心身障がい児・医療的ケア児への権利擁護
- ・ヒヤリハット、不適切支援、虐待疑いの記録と報告

7 発見時の対応手順

- ・職員は、虐待又はその疑いを把握した場合、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告する。
- ・緊急性がある場合は、児童の安全確保を最優先し、必要に応じて医療機関、警察、関係機関へ連絡する。
- ・事実確認は複数職員で行い、記録を残す。

- ・職員による虐待が疑われる場合は市町村へ通報し、保護者による虐待が疑われる場合は市町村、福祉事務所又は児童相談所等へ通告する。
- ・発生後は委員会で振り返り、再発防止策を決定する。

8 保護者・関係機関との連携

- ・契約時又は重要事項説明時に、虐待防止体制と相談窓口を説明する。
- ・支援上のリスクや配慮事項がある場合は、個別支援計画や面談で共有する。
- ・学校、相談支援専門員、医療機関等と必要な情報共有を行い、密室化や孤立化を防ぐ。

9 令和8年6月1日開所に合わせた年間実施計画

時期	実施事項	担当	記録
令和8年6月1日	指針の制定、職員周知、初回研修準備、相談窓口の確認、職員誓約の確認	管理者・虐待防止担当者	制定記録、研修計画
令和8年6月中	第1回虐待防止委員会の開催、開所初期のリスク確認	委員会構成員	議事録
令和8年11月まで	事例検討を含む職員研修の実施、支援場面の自己点検	全職員	研修記録 チェックリスト
令和9年3月まで	年度総括、再発防止策の見直し、次年度計画作成	委員会構成員	議事録、見直し記録

10 虐待防止のための指針（簡易版）

- ・事業所は、児童の人権を尊重し、虐待の防止に努める。
- ・虐待防止委員会を定期的で開催し、その結果を職員へ周知する。
- ・虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ・虐待防止担当者を置き、取組みが継続できるようにする。
- ・虐待又はその疑いを把握した場合は、速やかに報告・通報し、再発防止を図る。

11 様式1 虐待防止委員会議事録

開催日	令和 年 月 日	開催場所	
出席者		欠席者	
議題1		議題2	
事例共有		発生要因	
再発防止策		周知方法	
次回予定		記録者	
管理者確認			

12 様式2 虐待防止研修記録

研修日	令和 年 月 日	実施方法	集合・個別・オンライン
研修名		講師	
対象者		参加者数	
主な内容			
理解度確認方法			
記録者		管理者確認	

13 様式3 虐待・不適切支援報告票

報告日	令和 年 月 日	報告者	
対象児童		発生日時	
発生場所		関係者	
内容の概要			
直後の対応			
保護者連絡	有・無	関係機関連絡	有・無
再発防止の視点			
管理者確認		虐待防止担当者確認	
備考			

14 様式4 職員自己点検チェック

確認項目	はい・いいえ	備考
怒鳴る、脅す、無視するなどの言動がないか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
送迎車内や個室など密室化した支援場面に配慮しているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
排泄・着替え・身体介助時に羞恥心への配慮ができていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
不適切支援やヒヤリとした場面を報告できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
支援記録や申し送りで主観的・感情的表現を避けているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
困ったときに一人で抱え込まず相談できているか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

附則 本書は令和8年6月1日から施行する。